

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

白川町は、岐阜県の南東よりに位置し飛騨と接している。白川町は名前のおり美しい川に恵まれており、木曾川水系の飛騨川に注ぐ、佐見川、白川、赤川が扇状に東側に伸び、それらの流域に集落が点在している。

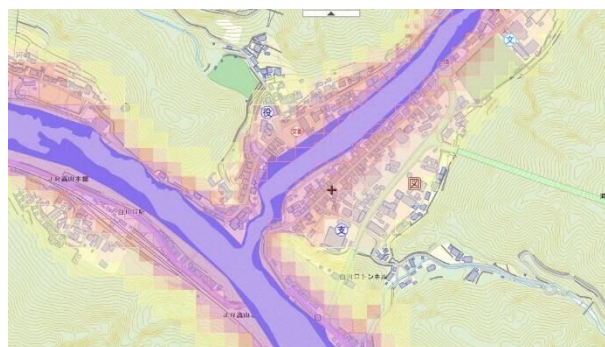
町域は東西約 24 km、南北約 21 km で、237.89km² と広大な面積を有しており、その内訳は森林が 88.5%、農用地 3%、道路 2%、宅地 1%の割合となっている。

このような地理的条件から白川町の災害リスクは主に下記の項目となる。

白川町の地勢的条件から特に注意が必要な災害リスクの1つとして水害があり、河川部水害と山地部水害（土砂災害）に大別される。

①河川部水害

令和2年7月8日に起きた白川の増水による浸水は、大雨により飛騨川が増水し、水位が上昇したため、そこに流れこむはずだった白川の水が停滞、行き場所をなくした白川の水がどんどんたまりバックウォーター現象により水位が上昇し、氾濫した。



(県域統合型GIS ぎふ「ぎふの川の危険箇所マップ」より)

このあたりは、飛水峡と呼ばれる飛騨川屈指の景勝地で、上流部より川幅が狭くなった渓谷区間が10キロ以上にわたって長く続いている。

(大雨の後など) 非常にたくさんの水が一度に押し寄せる状況になると、水位が高まった時に流れられる場所が、周辺が開けた環境の時に比べると大分少なくなる為、水が流れにくくなって、水位が上昇してしまう、いわゆるバックウォーター現象が起きやすい地形である。

他地域においても、飛騨川流域の2日間総雨量627mm以上の場合には、以下のような想定がされている。

浸水したときに想定される水深

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
飛騨川	白川町中心部（河岐・坂ノ東）	20.0m以上
白川	白川町中心部（河岐・和泉・水戸野）	20.0m以上
黒川	白川町東部（三川・黒川）	10.0m～20.0m未満
赤川	白川町南部（三川）	10.0m～20.0m未満
栃平川	白川町南部（切井）	5.0m～10.0m未満
柿反川	白川町東部（黒川）	3.0m～5.0m未満
洞山川	白川町東部（中川）	5.0m～10.0m未満
佐見川	白川町北部（佐見）	10.0m～20.0m未満
稲田川	白川町北部（佐見）	5.0m～10.0m未満
小野日陰川	白川町北部（佐見）	0.5m～3.0m未満

※出典：白川町地域防災計画およびハザードマップ

②山地部水害（土砂災害）

白川町は、地勢的条件から河川の流域に集落が点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域では大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。また、近年は平成30年7月の7月豪雨や令和2年7月の7月豪雨による集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。



(県域統合型 GIS ぎふ「ぎふの山の危険箇所マップ」より)

土砂災害危険箇所

岐阜県県土整備部砂防課（令和2年1月1日現在）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
急傾斜地の崩壊	273箇所	273箇所
土石流	265箇所	233箇所
地すべり	0箇所	0箇所
計	538箇所	506箇所

③地震

白川町に大きな影響を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる、主な内陸型地震は、岐阜県が平成25年に公表している「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」と平成31年に公表している、「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」によると、下表のとおり被害が想定されている。

地震による被害想定

	阿寺断層帯地震(北側震源)	阿寺断層帯地震(南側震源)
断層の位置	下呂市から中津川市に及ぶ断層 (約70キロ)	下呂市から中津川市に及ぶ断層 (約70キロ)
想定規模	マグニチュード6.9	マグニチュード7.8
白川町内の震度	震度6.1	震度6.1
全壊建物	437棟	325棟
半壊建物	1,652棟	1,408棟
火災(焼失棟数)	2棟※午後6時に発生	1棟※午後6時に発生
死者	22人※午前5時に発生	20人※午前5時に発生
負傷者	309人※午前5時に発生	317人※午前5時に発生
避難者	683人	682人

	長良川上流断層帯地震(北側震源)	南海トラフ巨大地震
断層の位置	郡上市内の断層(約29キロ)	紀伊半島沖
想定規模	マグニチュード7.3	マグニチュード9.0
白川町内の震度	震度5.8	震度5.7
全壊建物	211棟	123棟
半壊建物	1,113棟	610棟
火災(焼失棟数)	1棟※午後6時に発生	1棟※午後6時に発生
死者	9人※午前5時に発生	1人※午前5時に発生
負傷者	190人※午前5時に発生	89人※午前5時に発生
避難者	407人	282人

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、白川町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 459事業者
- ・ 小規模事業者数 399事業者

<内訳>

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	5	3	当町においては事業所の特徴的な集積はなく町内各地に点在している。商業サービス飲食業は町内の中心部に多い傾向がある。製造業については飛騨川沿いやその支流沿いに点在している。
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
建設業	135	129	
製造業	80	67	
運輸業、郵便業	10	10	
卸売業、小売業	105	79	
金融業、保険業	4	4	
不動産業、物品賃貸業	5	5	
学術研究、専門・技術サービス業	7	6	
宿泊業、飲食サービス業	38	34	
生活関連サービス業、娯楽業	39	35	
教育・学習支援業	5	5	
医療、福祉	4	4	
複合サービス業	12	11	
サービス業(他に分類されないもの)	9	6	

(3) これまでの取組み

①白川町の取組み

- ・ 地域防災計画の策定(令和2年3月31日改訂)
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画策定(平成26年10月改訂)
- ・ 各種防災訓練の実施

種類	内容	実施状況						
総合防災訓練	県をはじめとする近隣の防災関係機関と地元住民、事業所が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即した実践的な災害応急対策活動を実施する。	令和2年7月15日						
避難等救助訓練	町は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、受入者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。	<table border="0"> <tr> <td>保育園</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td>小、中学校</td> <td>毎学期に1回</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td>2箇月に1回</td> </tr> </table>	保育園	毎月1回	小、中学校	毎学期に1回	病院等	2箇月に1回
保育園	毎月1回							
小、中学校	毎学期に1回							
病院等	2箇月に1回							

- ・ 防災備品の備蓄（食料：アルファ米、カンパン、ビスケット、飲料水など）
（資機材：発電機、投光器、浄水機、炊飯器具、テントなど）
（その他：簡易トイレ、組み立て式仮設トイレ、毛布など）

②白川町商工会の取組み

- ・ 事業継続力強化計画に関する研修会に参加（令和元年12月16日）
- ・ 事業継続力強化計画の普及と防災意識の啓発（商工会窓口にチラシを常設）
- ・ 商工会のBCP策定（令和2年12月10日）
- ・ 防災備品の整備（備蓄食料及び水、救急用具、懐中電灯、ヘルメットなど）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置

II 課題

①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

小規模事業者の多くは、山積する経営課題に日々対応せざるを得ない状況で、自然災害への事前対策が差し置かれがちである。限られた経営資源において事業活動を行っており、事業継続力強化計画への関心が低く、取組み意欲も希薄である。また、関心があっても作成にあたってのノウハウを有していないため作成にいたらない。したがって、まずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で事業継続のための計画を策定していく必要がある。

②商工会職員の支援スキルの習得

商工会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に重点的に取り組んできており、事業継続支援のための知識や経験が乏しい。したがって、小規模事業者にとって有用な事業の継続計画を作成支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③災害発生時の体制強化

商工会 BCP の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時における機能発揮が不安視される。また、白川町商工会においては、町をはじめ各関係機関との具体的な連携

体制が整備されていない。有事において、商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう、体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害等の発生時においても、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指す。その実現に向け、有事前ににおいては事業継続に資する事業継続力強化計画の策定支援を強化するとともに、事後においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中で事業活動を行うことが求められており、感染症に対する対策も手探りの状態である。

白川町においては、小規模事業者が地域の経済・社会等において非常に重要な役割を担っており、事業の継続性を少しでも高めることが重要となる。

そのため、様々な地域の災害及び感染症のリスクを想定した事前対策・早期普及等が重要になってくる。

①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

巡回指導を通じて、事業活動に影響を与える自然災害リスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業継続力強化計画の策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年20回
- ・事業継続力強化計画策定支援事業者数：年4事業者
- ・事業継続力強化計画策定事業者数：年2事業者

②商工会職員の支援スキルの向上

事業継続力強化計画策定の推進にあたって、必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③災害発生時の体制強化

災害発生時において、商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、白川町商工会と白川町とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年7月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

白川町商工会と白川町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップや新型コロナウイルス感染症に係る、業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部、各支部や各種団体活動において、事業継続力強化計画策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

②事業継続力強化計画策定支援

- ・啓発活動にて計画の必要性に対する理解を深めてもらい、計画策定へと繋げる。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・白川町商工会は、令和2年12月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・近隣の商工会と定期的開催する経営指導員部会等において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・策定した事業継続力強化計画の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、白川町役場企画課担当者と白川町商工会法定経営指導員が年1回以上情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、白川町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助が第一であるが、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に携帯電話により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を町と共有する。

2) 応急対応の方針決定

- ・白川町商工会と白川町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に町と情報共有する。

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
白川町	企画課長	商工観光係長
白川町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と白川町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

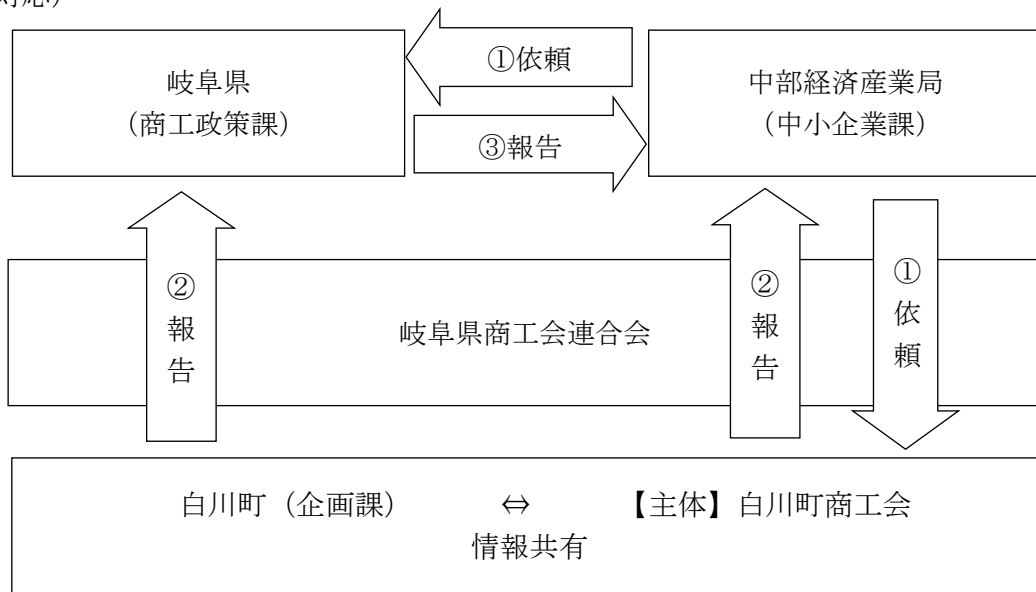
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

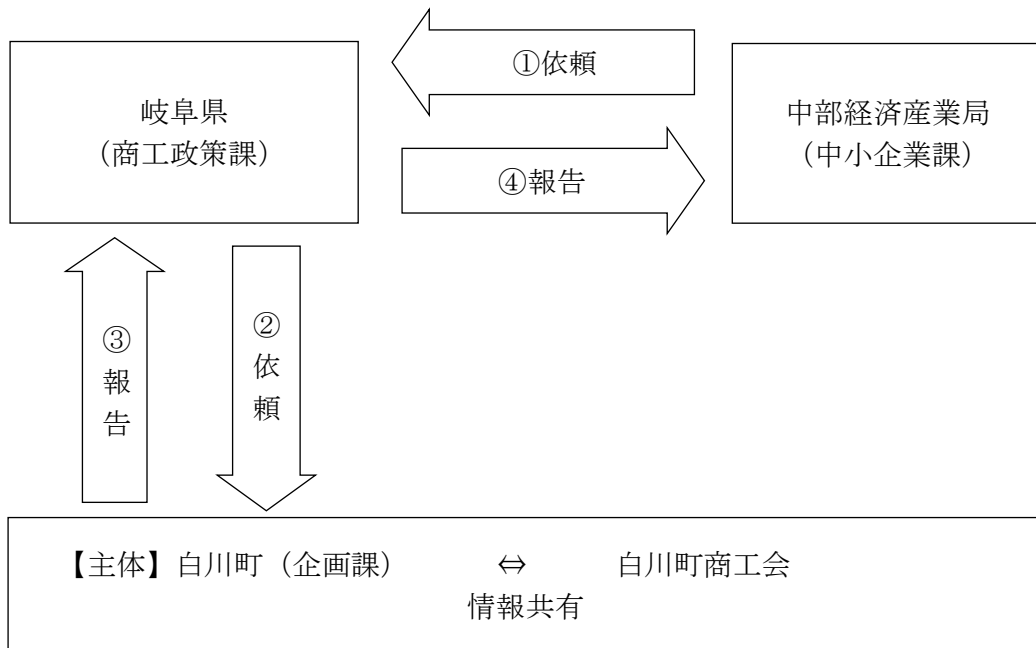
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・町と共有した情報を、商工会災害システムにて報告する。

< 被害情報の流れ >

(初動対応)



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、白川町と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

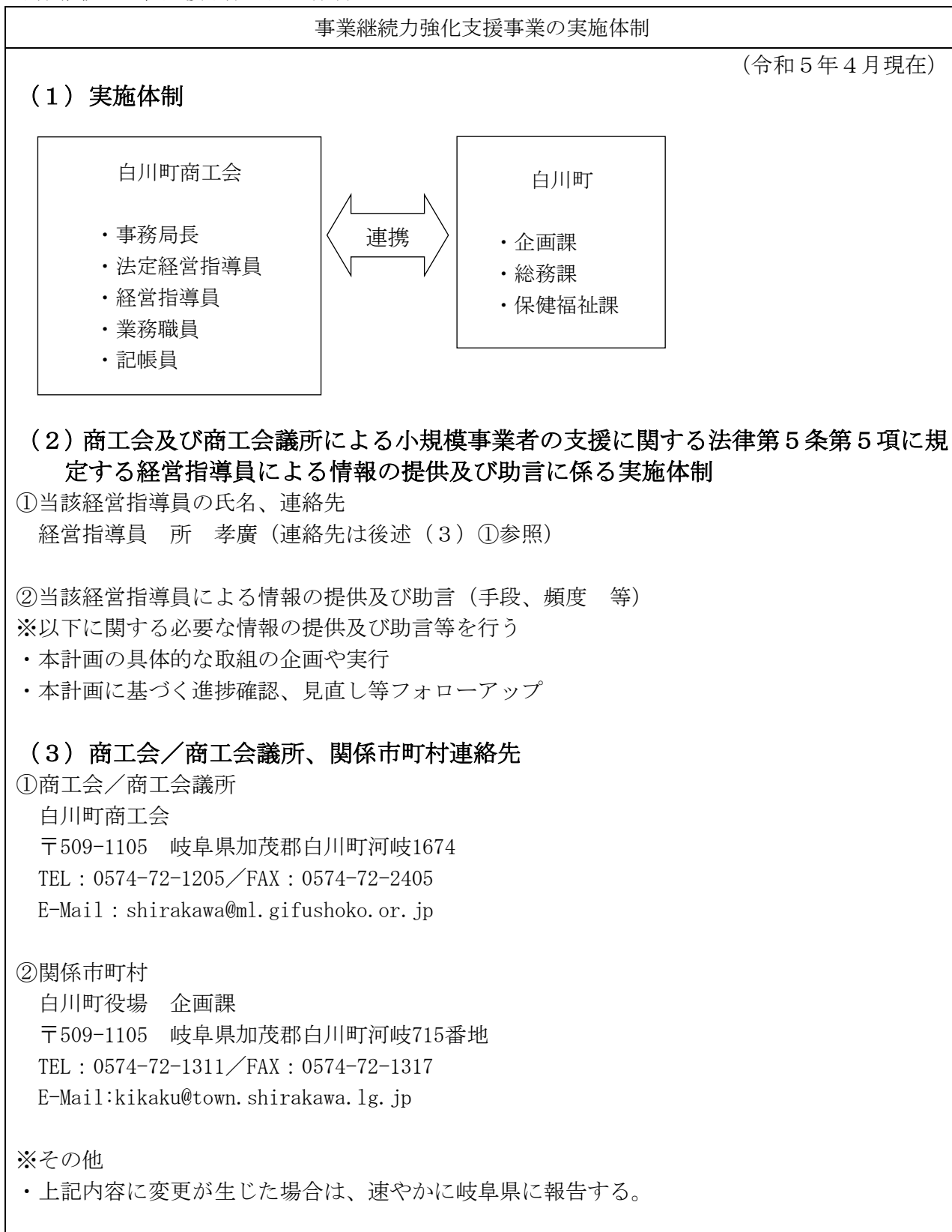
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	300	300	300	300	300
3. 支援協議会開催費 出席旅費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等